

平成 27 年度アジアの低炭素社会実現のための JCM 案件形成可能性調査事業
委託業務第 2 次公募要領

平成 27 年 6 月
環境省 地球環境局

1 事業の目的

2050 年に温室効果ガス排出を世界で半減させるためには経済成長が著しいアジア大洋州の国々において、多数の温室効果ガス排出削減プロジェクトを発掘・形成し、アジアにおける持続可能な低炭素社会の構築に向けた動きを加速させることが必要です。

我が国は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間クレジット制度（JCM）を構築・実施しています。

なお、日本の約束草案要綱（案）では、JCM については、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする、とされています。また、二国間クレジット制度により、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により 2030 年度までの累積で 5,000 万から 1 億 t-CO₂ の国際的な排出削減・吸収量が見込まれています。

上記の実現のためには、引き続き、日本政府の積極的な支援のもと、JCM プロジェクトを実現化していく努力が必要と考えています。

本事業では、JCM クレジット獲得を目指し、低炭素社会形成のためのノウハウを有する本邦自治体とホスト国の自治体との都市間連携に基づき実施され、都市・地域において多岐に渡る分野でエネルギー起源二酸化炭素削減が見込め、JCM 事業としての面的な展開や継続的な案件形成等により「都市まるごと」低炭素化社会実現を目指す事業を支援します。具体的には、本邦自治体が関与し、本邦研究機関・民間企業・大学等とともに優れた低炭素技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、都市や地域などの面的かつパッケージでの JCM 事業を効果的・効率的に形成することを目指して、アジアの低炭素社会実現のための JCM 案件形成可能性調査事業を実施することとします。

2 公募対象事業

(1) 公募対象分野

公募の対象となる事業は、低炭素社会形成のためのノウハウを有する本邦自治体が都市間連携に基づき、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCM クレジット獲得が見込め、優れた低炭素技術や制度を現地の実情に

応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでにどの程度低炭素化/JCM クレジット獲得が可能となるかの調査・検証が可能なものとします。

なお、環境省は、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域での実事業化へ向けた支援を行っていますので、当該支援策の活用を視野に調査・検証を行うこととします。

調査対象事業分野としては、以下の事業分野の全て又は一部を各国のニーズや我が国企業の活動を踏まえて包含する企画とします。

- ① 省エネ機器の導入事業及びそれらを活用した ESCO 事業
- ② 地域分散自立型再生可能エネルギー事業
- ③ 廃棄物削減、処理適正化にも資する低炭素型の廃棄物処理事業
- ④ 水資源の有効活用や水質汚濁防止にも資する低炭素節水型上下水道事業
- ⑤ 大気汚染等の公害防止にも資する交通インフラ構築・利活用事業
- ⑥ 上記①～⑤等を活用した低炭素都市、地域、地区・街区づくり、低炭素工業団地づくり
- ⑦ 上記①～⑥に関連した日本の法制度、技術の相手国への導入可能性、主要なコンタクトパーソン、キャパシティデベロップメント等についての相手国ニーズの把握
(注) エネルギー起源二酸化炭素排出削減に資することを、必須とします。

(2) 調査対象国

調査対象国は、モンゴル、バングラディッシュ、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ、カンボジア、マレーシア、ミャンマー、タイ、フィリピン、インドの 13 か国及び JCM 案件形成の可能性のある国とします。

また、調査対象として、以下の国、都市や地域における事業を優先します。

- ・ モンゴル：ウランバートル
- ・ バングラディッシュ：ダッカ
- ・ モルディブ
- ・ ベトナム：ハノイ、ホーチミン、ダナン、ハイフォン
- ・ ラオス：ビエンチャン
- ・ インドネシア：ジャカルタ、スラバヤ、バンドン
- ・ パラオ
- ・ カンボジア：プノンペン、シェリムアップ
- ・ マレーシア：イスカンダール
- ・ ミャンマー：ヤンゴン
- ・ タイ：バンコク
- ・ フィリピン
- ・ インド

3 応募の条件

- (1) 法人格を有していること
- (2) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を有すること
（「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類等の提出期限までに、「A」、
「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていること。）
- (3) 低炭素社会形成のためのノウハウを有する本邦自治体を含む複数の者が共同で応募する形式を想定しております。共同応募者の中で将来、JCM 事業化時に中心的に
関与する予定があり、本調査において主たる業務を行う者が一括して受託すること
とします。
- (4) 平成27年6月18日（木）に開催する公募説明会に出席したもの。（共同応募案
件の場合には共同応募者のうち1社が出席していれば可。再委託先の出席は不可。）
- (5) 応募する対象国及び都市や地域に精通し、対象分野について高い専門性を有して
いること
- (6) ステークホルダーからの応募事業への関心表明レター等を入手していること（その
和訳を添付すること）
- (7) インドネシア国での事業を希望する者は、インドネシア国の政府機関と日本政府と
で取り決めた応募様式（別添5-2）についても記入し提出すること。（インドネシ
ア政府から質問があった場合には、応募後提出物に修正を求める場合があります。）

4 事業の対象費用

本事業では、環境省と業務委託契約を結ぶことにより事業を行います。共同応募案件の場合、環境省と主たる業務を行う者が業務委託契約を結ぶことにより一括して受託し事業を行います。契約金額（事業費用）は応募調査1事業当たり15百万円（税込み）を想定しています（予算総額240百万円程度）。1つの応募事業で複数分野において調査事業を希望される場合は、調査事業毎に応募書類及び経費内訳書を作成ください。複数分野における調査事業の具体的な合計金額には応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

本事業は、応募内容をもとにした業務委託契約に基づいた事業を実施していただくものであり、具体的な対象費用は下記のとおりです。

経費の区分		内容	
直接 経 費	人件費	応募事業実施のために必要な人件費に限る。	
	業 務 費	賃金	応募事業を実施するのに必要な業務補助を行う補助員を雇用する賃金（会計など事務補助、事業執行の補助等の業務が対象）
	諸謝金	応募事業に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金、専門的知見や助言等に対する謝礼、調	

		査等におけるモニター及び協力者への謝礼など。
	旅費	応募事業を実施するために直接必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うための旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる。
	印刷製本費	応募事業の成果報告書、会議資料等の印刷、製本に要する経費。
	通信運搬費	応募事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費。
	借料及び損料	応募事業に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料等及び、応募事業に直接必要な機械器具等の借料及び損料、物品等使用料等。
	会議費	応募事業に直接必要な検討委員会等の会議に付随して支給した飲食物の類に要する費用。
	消耗品費	応募事業の実施に直接必要な消耗品（税込単価5万円未満の物品）の購入に直接要する経費のうち、当該事業のみに使用したものであることが証明できるもの。備品（税込単価5万円以上の物品）となるものはリースにより対応すること（リースによって導入した場合には、「借料及び損料」に計上する。）。ただし、5万円以上の物品であっても使用に伴い消費され、長期使用に適しないものは対象となる。
	雑役務費	通訳料・翻訳料等の役務外注費（間接的経費を含まない）、各種保守料、派遣会社を通じた事務員等に必要となる経費など、応募事業の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費。
	外注費	応募事業の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。 <u>※外注費は、人件費、業務費及び一般管理費の合計額の1/2以内を原則とする。</u>
	その他経費	その他応募事業を行うために必要な経費で、環境省と協議を経て認められたもの。
間 接 経 費	一般管理費	直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めるものとします。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用。

積算に当たっては、下記の項目を必ず織り込んで下さい。

但し、環境省指定の会議については、個々の案件によって、指定会議の場所や回数
が異なりますので、仕様書を固める段階等で協議の上決定します。

① 成果物

日本語・英語・調査実施国によっては現地語(現地ワークショップの際に現地語で
の資料提供又は現地語への通訳を介する場合は必須)

日本語版・英語版は各 200 枚程度(含 ワークショップ資料)及び現地語は 50 枚程
度(除 ワークショップ資料)を想定。)

(最終的な枚数の確定は、採択金額に従い環境省担当官と調整のうえ決定する。)

- ・日本語版ドラフト提出(電子媒体):平成27年10月30日(金)
- ・日本語版最終ドラフト提出(電子媒体):平成28年2月5日(金)
- ・最終報告書提出(紙媒体7部、電子媒体1部):平成28年3月4日(金)

② 月次申告報告(メールベース)

(フォーマットは環境省と要相談)

③ 国内打ち合わせ(進捗報告会等)

東京都内を想定。5回程度/年(契約締結時、四半期毎)

④ 国内自治体の所在地で開催する調査地でのワークショップ等の事前打合

日本国内(各委託事業に参加する本邦自治体の所在地を想定)。2回程度/年

⑤ 現地でのワークショップ

2回程度/年

⑥ 環境省指定の会議での発表(プレゼン、ブース展示等)(上記③④⑤を含まず)

- ・日本国内 4回程度/年(関東地区2回(東京都と横浜市を想定)、関西地区1回(大阪市を想定)、九州地区1回(北九州市を想定))
- ・海外 3回程度/年(調査国1回(JCM 合同委員会等への説明会を想定)、東南アジア1回(ホーチミンを想定)、COP21(パリ)1回と想定:COP21出席用のパスは各社で取得すること。6月22日(月)が登録締切です。
<https://onlinereg.unfccc.int/>から登録してください。発表会場費を負担する
場合があることにご留意下さい)

⑦ MRV案/PDD案

- ・MRV案については、事業終了時点で環境省からの指示があればJCM合同委員会へ
提案できるよう英文にてドラフトを準備しておくこと。
- ・PDD案については、事業終了時点で環境省からの指示があればJCM合同委員会
が選定した「第三者機関」又は左記に準ずる者に「妥当性確認」できるよう英文に
てドラフトを準備しておくこと。

5 契約期間終了日

平成28年3月4日(金)

6 審査の実施

募集事業の審査は環境省において実施致します。審査に当たっては必要に応じてヒアリングを実施致します(会場は東京都内を予定しております。詳細につきましては書面審査後ヒアリング対象者に個別に御連絡差し上げます。)。前述の「2 公募対象事業」や「3 応募の条件」等を満たした応募内容について、以下の評価基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、契約候補案件とします。なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合があります。

なお、審査結果は、応募者に遅滞なく通知します。

評価基準	評価の項目
1. ①アジアの低炭素社会実現のための JCM 案件形成可能性調査事業委託業務に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ JCM 制度について理解できているかについて評価する。 ・ 応募事業の背景をよく理解しているかについて評価する。 ・ 応募事業の目的が、アジアの低炭素社会実現のための JCM 案件形成可能性調査事業委託業務の目的・趣旨に合致しているかについて評価する。 ・ JCM 案件形成可能性調査事業委託業務ではどのような業務内容を実施する必要があるか、案件形成のためには関係者とのような内容を調整・合意する必要があるか、どのような条件を解決する必要があるかを理解しているかについて評価する。 ・ 応募事業は、アジアの低炭素社会実現に資するものかについて評価する。
1. ②必要書類の提出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募様式の指示に従い必要書類に必要事項が記載され提出されているかについて評価する。
2. ①応募事業の計画・内容の効果・効率性、妥当性、実現可能性、先進性、面的展開可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の計画・内容が効果的なものかについて評価する。 ・ 事業の計画・内容が効率的なものかについて評価する。 ・ 事業の計画・内容が妥当なものかについて評価する。 ・ 事業の計画・内容が実現可能なものかについて評価する。 ・ 事業の計画・内容に先進性が認められるかについて評価する。 ・ 応募事業は、「2. 公募対象事業」の要件を満たし、面的(国、都市や地域)展開等が期待できるものかについて評価する。
2. ②応募事業実現可能性の調査手法・調査手段の効果・効率性、妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業実現可能性の調査手法・調査手段につき詳細に説明されているかについて評価する。 ・ 応募事業実現可能性の調査手法・調査手段につき調査事項全体が網羅されているかについて評価する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業実現可能性の調査手法・調査手段につき効果的であるかについて評価する。 ・ 応募事業実現可能性の調査手法・調査手段につき効率的であるかについて評価する。 ・ 応募事業実現可能性の調査手法・調査手段につき妥当であるかについて評価する。
<p>2. ③応募事業のステークホルダーの妥当性、信頼性(与信)、実施体制、事業への興味・関心度合い、応募者との過去の協業実績・経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実施する場合のステークホルダーとして妥当であるかについて評価する。 ・ 選定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実現する信頼性(与信)が高いかについて評価する。 ・ 選定されたステークホルダーが事業を着実に実施しうる適切な実施体制が構築されているかについて評価する。 ・ 選定されたステークホルダーが応募事業に興味関心があり、当該興味関心を関心表明レター等で証明できるかについて評価する。 ・ 応募者は選定されたステークホルダーと過去に協業した実績・経験があるかについて評価する。
<p>2. ④本邦技術・本邦法制度等の導入可能性、優位性、横展開可能性(汎用性)及びJCMプロジェクトとしての事業実現化のための施策(MRV方法論の策定・プロジェクト設計書(PDD)の作成等)の適切性・合理性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業で本邦技術・本邦法制度等の導入可能性が高いかについて評価する。 ・ 応募事業で導入される本邦技術・本邦法制度等に優位性はあるかについて評価する。 ・ 応募事業で導入される本邦技術・本邦法制度等に横展開は可能か、汎用性があるかについて評価する。 ・ 応募されているMRV方法論の考え方は適切か、また、MRV方法論の作成手法は合理的かについて評価する。 ・ 応募されているプロジェクト設計書(PDD)の考え方は適切か、また、プロジェクト設計書(PDD)の作成手法は合理的かについて評価する。
<p>2. ⑤エネルギー起源二酸化炭素削減効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業の費用対効果は高いか(適正範囲か)について評価する。 ・ エネルギー起源二酸化炭素削減効果の考え方、算出方法が正しいかについて評価する。 ・ 応募事業の早期実施は可能かについて評価する。 ・ 応募事業を実施した場合、実施直後のエネルギー起源二酸化炭素削減量が多いかについて評価する。 ・ 応募事業は早期に横展開可能かについて評価する。 ・ 応募事業を実施した場合、将来のエネルギー起源二酸化炭素

	削減量が多いかについて評価する。
3. ①応募者の業務遂行確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者は対象国・都市や地域に精通しているかについて評価する。 ・ 応募者は対象国・都市や地域で過去に事業等を行った実績・経験があるかについて評価する。 ・ 応募者は応募事業分野について高い専門性を有しているかについて評価する。 ・ 応募者は応募事業分野で過去に事業等を行った実績・経験があるかについて評価する。 ・ 応募者は業務が無理なく実施できる事業実施体制を準備しているかについて評価する。
3. ②業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携する団体(共同応募者及び再委託先等)がある場合には、応募者だけでなく連携する団体を含めた事業の実施体制は適切か。また、団体ごとの役割分担及び資金の流れが分かる体制が作成されているかについて評価する。
3. ③配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者の JCM 事業に関する実務経験及び現在の手持ち業務量(10件以上の場合0点)は適切かについて評価する。
4. 過去におけるアジアの低炭素社会実現のための CDM/BOCM/JCM 案件形成支援事業に関連する業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。 アジアの低炭素社会実現のための CDM/BOCM/JCM 案件形成支援事業に関連する業務の実績が 5 件以上あれば可(1点)とし、内容や件数によって加点する。
5. 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるかについて評価する。事業者の経営における主たる事業所において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、環境省と契約する時点において認証期間中であること。
6. 見積価格・積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募内容に対する価格の妥当性及び経費内訳の妥当性について評価する。

6 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書（事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む）及び経費内訳書を作成すること（本事業に採択された場合には、環境省と業務委託契約を締結することとなります）。
- (2) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省と協議を行うこと。万一事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- (3) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力（国内外での成果発表会等への出席など）及び会計帳票の検査への協力（2回程度/年）をお願いする場合があります。
- (4) 事業完了時に提出いただく報告書及び報告書（要約版）は、日本語・英語に加え、調査対象国の公用語にて提出を求める場合があります。
- (5) インドネシア国での事業を希望する者は、3. 応募の条件（7）を熟読ください。
- (6) パラオでの事業を希望する者は、
(http://www.mmechanisms.org/document/JCM/palau/JCM_PW_contact.pdf) をご参照ください。
- (7) 採択事業者は応募事業の実施後、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を環境省に提出していただきます。環境省において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、環境省より費用をお支払いします。

7 応募の方法

(1) 応募書類の書式（応募様式）

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。

- ・受領証（応募者控・環境省控）

(注) 法人名・代表者名のみ記入して、各1部提出すること

郵送にて提出する場合は適切な金額の切手を貼り、返信用住所を記載した封筒を同封すること

下記の書類に関しては、仕切り紙を入れ、タブを付し、タブに資料内容を記載するようお願いいたします。

応募様式（別添1）

- ・事業概要 パワーポイント（様式自由、和文、英文各1枚）
- ・経費内訳書（別添2）
- ・応募事業概要書（別添4）（注）日本語版・英語版ともに記載して提出すること
- ・団体概要（様式任意）

(注) 複数の者が共同で応募を行う場合は、各々について、その概要がわかる資料を提出すること。

- ・業務実績（様式任意）
- ・組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（コピー）
- ・ステークホルダーからの応募事業への関心表明レター及びその和訳
- ・インドネシア国での事業を希望する者はインドネシア国の政府機関と日本政府とで取り決めた応募様式（別添5-2）を提出すること。
- ・インドネシア国での事業を希望する者は、インドネシア国の政府機関からヒアリングの結果レター等が出た場合は、そのレター等の写し及び和訳した資料を添付すること。

（2）応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限（12：00～13：00の間は除く）までに、持参又は郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、環境省へ提出してください。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務第2次公募 応募書類」と朱書きで明記してください。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によってください。

提出先：

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル17階
 環境省地球環境局国際連携課国際協力室 担当：植松
 TEL:03-3581-3351（代表）内線：6708
 FAX:03-3581-3423

（3）応募に必要な提出物及び提出部数

各書類について、正本1部・副本7部を提出してください。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を1部提出してください（電子媒体にも、応募者名を必ず記載してください）。

- ・電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、Microsoft PowerPoint形式のみ（PDF形式は含まず）としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。
- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

- ・また、Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows マシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は審査の対象となりませんので御注意ください。

(4) 応募期間

平成 27 年 6 月 8 日（月）～平成 27 年 7 月 9 日（木）17 時必着
（12:00～13:00 の時間は応募書類の受付は行わない）

8 公募説明会について

公募に際して、以下のとおり説明会を開催します。

(1) 日 時：平成 27 年 6 月 18 日（木）10：30～11:30

(2) 場 所：東京都千代田区霞ヶ関 1－3－1 経済産業省別館
第 104 号会議室（入館手続きは不要です）

※1 会場の都合上参加は1社1名とし、参加者は名刺を提出及び説明会出席確認メール（※6 参照）コピーの提示をお願いいたします。

※2 説明会開催時間は会場の都合上 1 時間とする。

※3 平成 25・26・27 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）（コピー）（「役務の提供等」の「調査・研究」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていること。）を持参・提出すること。

平成 25・26・27 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）のないものは、説明会までに、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）申請書を提出し、申請書のコピーを持参・提出すること。環境省競争参加資格（全省庁統一資格）入手次第コピーを提出すること。

※4 本会場にて、公募に関する資料の交付は行わない。

※5 公募説明会に参加を希望される方は、電子メールの件名に「平成 27 年度アジアの低炭素社会実現のための JCM 案件形成可能性調査事業委託業務第 2 次公募説明会参加申込み」と記入の上、[1]社名、[2]所属部門名／役職名、[3]参加者氏名（1 社 1 名まで）[4]連絡先電話番号、[5]連絡先 E-mail アドレス（説明会時の質疑応答）を記載の上、平成 27 年 6 月 16 日（火）までに下記参加申込受付メールアドレスへお申し込みください。説明会出席確認メールをご送付致します。

※参加申込受付メールアドレス：chikyu-kyoryoku@env.go.jp

9 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

環境省地球環境局国際連携課国際協力室

E-Mail：chikyu-kyoryoku@env.go.jp

○受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません）。電子

メールの件名は、「平成 27 年度アジアの低炭素社会実現のための JCM 案件形成可能性調査事業委託業務第 2 次公募に関する問合せ」とし、ご質問と[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]担当者氏名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先電子メールアドレスを記載ください。

○受付期間

平成 27 年 6 月 19 日（金）17 時まで

○回答

平成 27 年 6 月 23 日（火）17 時までに、説明会参加者全員に対し電子メールにより行います。

1 0 業務委託契約について

(1) 業務委託契約の締結

環境省は、採択された団体内で主たる業務を行う者を代表者とし代表者 1 社との間で業務委託契約を締結します。複数の者での共同実施を行う場合は、代表者と共同実施者との協定書もあわせて提出いただきます。

(2) 確定検査への対応及び支払金額の確定方法について

支払金額は委託契約書において定められる上限額と委託業務に要した実費のうち低い額を支払金額として確定します。委託業務に要する費用を証明する書類の提出を環境省の求めに応じて遅滞なく提出する必要があります。なお、当該書類の提出は委託業務実施中にも求める予定です。

支払対象に関し、環境省から代表者の御担当者へ確定検査受検に関する要領をお渡しいたします。主要な事項は以下のとおりです。

- ① 人件費については、当該業務に従事した時間を証明する書類を作成していただきます。
- ② 一般管理費を、直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めます。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用いたします。
- ③ 支払対象に認められる費目には制限があります。

(3) 支払金額に関する注意事項

- ① 採択された事業を中止した場合、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- ② 環境省の確定検査に合格しなかった場合は、既に支払いを行った委託費の全額又は一部の額について、環境省の指示に従って返還しなければならない場合があります。

1 2 その他

- (1) 環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承ください。
- (3) 応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とします。
- (4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。
- (5) 応募書類の提出後、補足資料の提出を求め場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を御提出ください。